

**令和2年度
磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金
申請の手引き**

磐田市 企画部 秘書政策課

1. 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金制度について

(1) 補助金の目的

磐田市では、Uターンを促進することで定住人口の増加を図るため、高等学校卒業後に大学の進学のために県外に転出し、就労のために磐田市に転入した若者に対し、在学中に借り入れた奨学金の返済の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

(2) 定義

「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される大学をいいます。ただし、大学院、短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校を除くものとします。

(3) 補助金対象の奨学金

- ① 日本学生支援機構第一種奨学金
- ② 日本学生支援機構第二種奨学金の元金相当
- ③ その他市長が認める奨学金の元金相当

(4) 補助金の交付要件

次に記載する要件の全てに該当している必要があります。

- ① 高等学校卒業時に市内に居住していた者で、大学の進学のために県外に転出した者
- ② 就労のために磐田市内に転入した者で、(5)の規定による補助金の算定対象期間の間に本市に住民登録があり、現に居住し、就労している者
- ③ 大学の在学中に(3)に掲げる奨学金の貸与を受け、卒業後にその返済を行っている者
- ④ 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始した者
- ⑤ 初回の補助金の交付申請年度の年度末において満30歳以下の者
- ⑥ 市税等を滞納していない者
- ⑦ 奨学金の返済に対する助成を他から受けていない者

(5) 補助金の算定対象期間・交付対象経費

補助金の交付を申請する年度の前年度の1年間とします。

※令和2年度申請の者は、令和元年度分の1年間が算定対象期間となります。

交付対象経費は、当該期間のうち、就労期間中に返済した元金相当分の額とし、繰上げ返済分や滞納繰越分は、補助金の交付対象経費には含みません。

(6) 補助金の交付額・期間

上記により算出した額の2分の1以内の額とし、12万円を限度とします。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

補助金の交付を受けられる期間は、本市に転入後、就労を開始した日の属する年度の翌年度から5年間です。

(7) 補助金の交付申請受付期間及び受付時間

2020年4月1日（水）～2021年3月15日（月）

受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。土曜日、日曜日、祝日の受付は行っておりません。

(8) 申請方法

秘書政策課窓口への直接持参又は郵送にて提出してください。

(9) 受付窓口（受付場所）

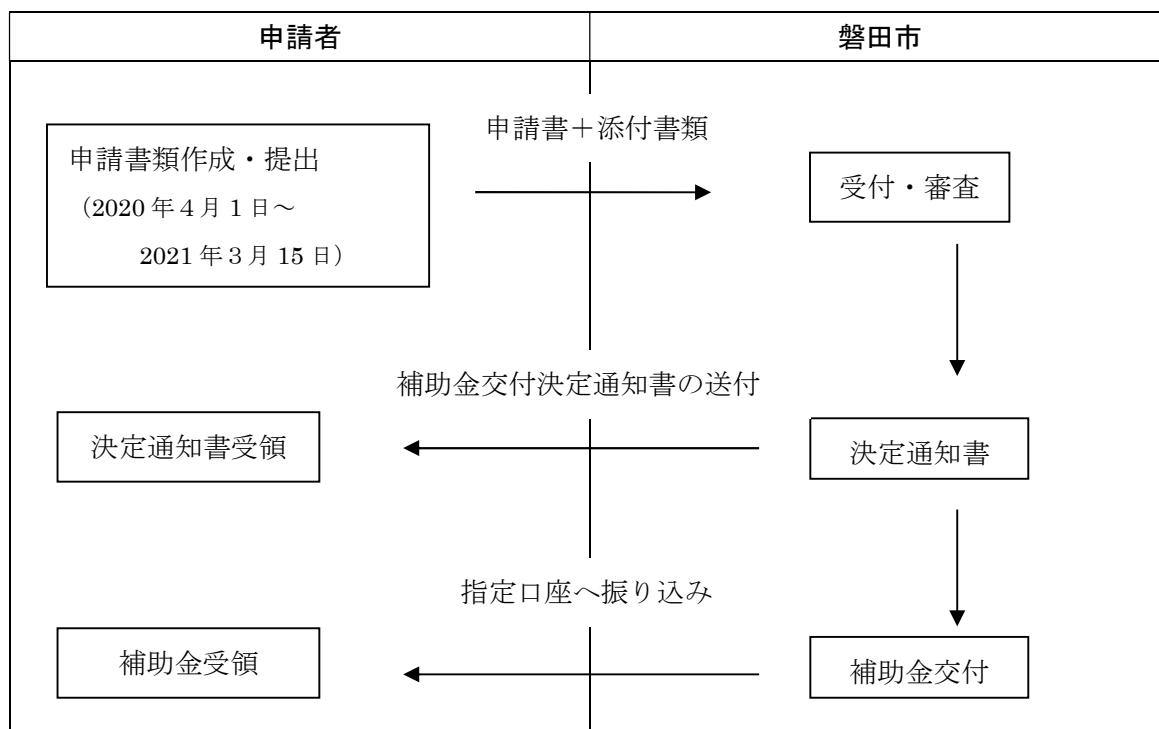
〒438-8650 磐田市国府台3番地1

磐田市役所 企画部 秘書政策課 政策・行革推進グループ（市役所本庁舎4階）

TEL：0538-37-4805 / Fax：0538-36-8954

2. 申請方法

(1) 申請から補助金交付までの流れ



(2) 提出していただく書類

- ① 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 高等学校卒業時の住所が確認できる書類の写し（同意の上、公簿確認可）
- ③ 大学在学時の住所が確認できる書類の写し（同意の上、公簿確認可）
- ④ 現住所が確認できる書類の写し（同意の上、公簿確認可）
- ⑤ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し（奨学金貸与証明書等）
- ⑥ 算定対象期間の奨学金の返済額を証する書類の写し（奨学金返還額証明書等）
- ⑦ 奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類の写し（奨学金返還証明書等）
- ⑧ 大学の卒業が確認できる書類の写し
- ⑨ 市税完納証明書（同意の上、公簿確認可）
- ⑩ 事業所等から交付される労働条件通知書、就労証明書（様式第2号）又は就労を開始し、現に就労していることを証する書類
- ⑪ 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金交付請求書（様式第5号）

(3) ご持参いただく物

- ① 申請書に押印したものと同一の印鑑（訂正箇所がある場合等に使用します）
- ② 振込先口座が確認できるもの（通帳のコピー等）

※様式第1号、第2号及び第5号は、磐田市ホームページからダウンロードできます。
 また、秘書政策課（市役所本庁舎4階）窓口で配布しています。

3. 申請における注意点

(1) 申請書全般における注意点

- ① 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金交付要綱に基づいて、所定の様式で申請してください。
- ② 補助金交付申請書（様式第1号）に申請者本人が記入し、添付書類を添えて、秘書政策課まで直接ご持参ください。
- ③ 各様式に押印する印鑑は、必ず全て同じものを使用してください。また、認印でも構いませんが、ゴム印（シャチハタ等）は使用できません。
- ④ 記入を間違えた場合は、二重線で消し、訂正印（各様式に押印した印鑑と同じもの）を押印してください。修正液又は修正テープは絶対に使用しないでください。修正液又は修正テープで訂正した申請書は受付できません。

(修正例)

磐田



太郎

- ⑤ 申請書及び請求書の金額欄は修正できません。記入を間違えた場合は新たな用紙に書き直してください。
- ⑥ 申請書の提出から補助金の交付前までに、振込先口座が変更になった場合や、申請内容等に変更が生じた場合は、必ず受付窓口（秘書政策課 0538-37-4805）までご連絡ください。

※日本学生支援機構による各種証明書の発行申請については、下記をご覧ください

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>

4. Q & Aについて

質問	回答
高等学校卒業後、住民票を異動せず県外の大学に進学し、下宿した場合は対象になるの？	県外での居住地が確認できる書類(アパートの契約書の写し等)があれば対象とします
短期大学、専門学校、大学院在学時に借り入れた奨学金の返済は対象になるの？	対象は大学(4年制もしくは6年制)のみです
静岡県内の大学に進学し、下宿していた場合は対象になるの？	静岡県内への転出は対象となりません
静岡県外の大学に通学していた場合は対象になるの？	通学の場合は対象となりません
磐田市の事業所に就労しないと対象にならないの？	磐田市に転入後、居住し、就労していれば、就労先は磐田市でなくても対象になります
既にUターン就職しているが、対象になるの？	交付を受けることができる期間は、磐田市内に転入後、就労を開始した日の属する年度の翌年度から5年間が対象となりますので、平成27年度以降にUターン就職した方は対象となる可能性があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください
日本学生支援機構の奨学金以外は対象にならないの？	磐田信用金庫が発売している「いわしん奨学ローン」が対象となります
大学を中退したが対象になるの？	大学の卒業が受給要件となります
現在就労していないが対象になるの？	現に就労していることが受給要件となります
就労後、転勤や転職により市外に転出した場合はどうなるの？	転出した時点で対象となりません
大学を卒業後、すぐにはUターンせず、数年後に就労のため磐田市内に転入した場合、すでに返済した分の奨学金は対象になるの？	磐田市に転入後の返済から対象になります